

19 財団法人 日本高等教育評価機構

大学機関別認証評価に関する規程

平成 17 年 10 月 28 日

財高評 規程 第 20 号

(目 的)

第 1 条 本規程は、寄附行為第 4 条の規定に基づき、財団法人 日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が大学機関別認証評価（以下「大学評価」という。）を行うために必要な事項を定める。

(大学評価の目的)

第 2 条 本機構が行う大学評価は、以下の各号を主たる目的とする。

- (1) 本機構が、各大学の個性・特色・特性を十分に発揮できるように配慮して定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）に基づいて、各大学を定期的に評価することにより、各大学の教育研究活動等の質を保証すること
- (2) 評価のプロセス、評価結果の活用を通じて、各大学の教育研究活動等の改革・改善に役立てること
- (3) 各大学の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、各大学が広く社会の支持を得ることができるように支援していくこと
- (4) 各大学の特性に配慮した評価を行うことにより、社会制度としての大学の自主性と自律性を保証し、各大学の自律的な発展を支援・促進していくこと

(大学評価の対象)

第 3 条 完成年度を経た大学を評価の対象とする。

(実施体制)

第 4 条 本機構は、大学評価の判定及び評価システム等の審議を行うために、寄附行為第 3 1 条の規定に基づき、大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設ける。

- 2 前項の判定委員会については、大学評価判定委員会規程で定める。
- 3 本機構は、大学評価を行うために、評価員規程第 3 条に基づき、評価員を委嘱する。
- 4 前項の評価員に関する事項は、評価員規程で定める。
- 5 評価員及び判定委員は以下の各号に掲げる当該大学の大学評価業務には従事できないものとする。
 - (1) 当該大学の卒業者
 - (2) 当該大学に専任、又は兼任として在職（就任予定を含む）し、あるいは 5 年間以内に在職していた場合
 - (3) 当該大学に役員として在職（就任予定を含む）し、あるいは 5 年間以内に在職していた

場合

- (4) 当該大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画、あるいは過去5年間以内に参画していた場合
- (5) 当該大学の競合する近隣の大学の関係者
- (6) その他本機構で不適正と認める者

(申請)

第5条 大学評価を申請する大学は、本機構理事長宛に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

- 2 本機構は、評価申請大学より大学機関別認証評価申請書が到着後、正当な理由がある場合を除き、速やかに、認証評価申請受理通知書を送付しなければならない。

(大学評価の中止)

第6条 当該大学は、特別な事由により大学評価が継続できない場合、本機構理事長の承認を得て大学評価を中止することができる。

- 2 前項の申入れは、文書により本機構理事長宛に行うものとする。
- 3 本機構は、正当な理由がある場合は、大学評価を中止することができる。
- 4 前項により大学評価を中止した場合は、当該大学宛文書により通知する。

(調査報告書案の作成等)

第7条 評価員規程第3条により委嘱された評価員で構成される評価チームは、当該大学の実地調査最終日までの大学全体の状況を踏まえて、調査の結果をまとめた調査報告書案を作成し、判定委員会に提出する。

(調査報告書案の通知)

第8条 判定委員会は、評価チームから提出された調査報告書案を、当該大学に通知する。

(調査報告書案に対する意見申立て)

第9条 当該大学は、調査報告書案に対して意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

- 2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構理事長宛に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

(評価報告書案の作成)

第10条 判定委員会は、調査報告書案及び当該大学からの意見申立てがある場合、その内容を踏まえて、評価報告書案を作成する。

- 2 判定委員会は、評価結果について審議する場合、当該大学の評価チーム団長から調査結果報告を聴くことができる。
- 3 評価報告書案は、「認証評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」で構成するものとする。

- 4 前項の「認証評価結果」は、「判定」、「認定期間」、及び改善報告書等を求める「条件」で構成し、「基準ごとの評価」は、「判定」、「判定理由」、「優れた点」、「改善を要する点」及び「参考意見」で構成するものとする。
- 5 第3項の認証評価結果の判定では、判定委員会は、当該大学の現地調査最終日までの大学全体の状況を踏まえて、「認定」、「不認定」又は「保留」の判定を行う。
- 6 第3、4、5項の評価結果の判定に関する事項は、理事長が別に定める。

(評価報告書案の通知)

第11条 判定委員会は、評価報告書案を当該大学に通知する。

(評価報告書案に対する意見申立て)

- 第12条 当該大学は、評価報告書案に対して、意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。
- 2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構理事長宛に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。
 - 3 判定委員会は、当該大学より意見申立てがあった場合、再審議を行う。
 - 4 評価報告書案のうち、「不認定」、「保留」及びその他に対する意見申立ての審議は、意見申立て審査会で審議を行ったうえで、判定委員会において最終的に判定結果を決定する。
 - 5 意見申立て審査会については、意見申立て審査会規程で定める。

(評価報告書案の承認)

第13条 判定委員会は、評価報告書案を理事会に提出し、理事会の承認を得る。ただし、理事会の承認の際には、第4条第5項で定める当該大学の関係者はこれに加わらないものとする。

(評価結果報告書の公表等)

- 第14条 本機構は、理事会の承認を得た当該大学の評価報告書を、理事会承認後、3週間以内に当該大学に送付する。
- 2 本機構は、大学評価の結果を評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣へ報告する。
 - 3 本機構は、評価結果報告書を刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

(保 留)

- 第15条 評価結果が保留とされた大学の保留期間は、判定委員会で決定する。
- 2 保留の起点の開始は、保留が決定した翌年度の4月1日とする。

(再評価)

- 第16条 評価結果が、保留とされた大学は、指定の期日までに、基準を満たしていないと判断された原因等となった事項について、再評価を受けることができる。
- 2 再評価を申請する大学は、本機構理事長宛に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

- 3 再評価の審議は、判定委員会が行い、「認定」又は「不認定」の評価結果を決定する。
- 4 前項の結果は、理事会で承認を得るものとする。
- 5 再評価の結果は、当該大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告し、刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。
- 6 再評価の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改善報告書等)

第17条 評価結果が認定とされた大学のうち、重大な課題があると判断した場合等は、改善報告書等の提出を当該大学に求めることができる。

- 2 改善報告書等の提出を必要とする大学は、改善報告書等を指定の期日までに大学評価判定委員長宛に提出するものとする。
- 3 改善報告書等については、改善報告等審査会で審議を行ったうえで、判定委員会において最終的に審査結果を決定する。
- 4 判定委員会は、審査結果に基づき、報告書を作成し、作成後3週間以内に当該大学へ通知する。ただし、改善の成果が認められない等の場合は、当該大学に対してあらためて意見を付すことができる。
- 5 本機構は、審査結果の概要を適切な方法で社会に公表する。
- 6 改善報告等審査会については、改善報告等審査会規程で定める。

(基本情報の届出)

第18条 本機構の評価結果が認定とされた大学は、本機構が指定する認定期間内において、毎年度、文部科学省の「学校基本調査」と同じデータを本機構へ提出するものとする。

- 2 本機構は、前項により大学から提出されたデータを判定委員会に報告し、状況に応じて当該大学に対して説明等を求めることができるものとする。

(大学の変更の届出)

第19条 本機構の評価結果が認定とされた大学は、本機構が指定する認定期間内において、文部科学省の認可が必要な事項の変更を行った場合、その旨を本機構に届けるものとする。

(認定の取消し)

第20条 本機構は、大学評価結果が認定とされた大学が、認定期間内において、認定校として不適正であると判断した場合、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により認定の判定の取消しを行うことができる。

(評価の周期)

第21条 本機構の大学評価の周期は、評価実施年度から起算して7年以内ごととする。

(雑 則)

第22条 この規程の改廃は、判定委員会の審議を経て、理事会で議決するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この規程は、平成20年3月19日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月28日から施行する。

この規程は、平成23年1月19日から施行する。